魚津市公告第80号

魚津市地域計画（変更案）の縦覧について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第７項の規定により、地域計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人で、当該地域計画の変更案に対して意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

令和８年10月29日

魚津市長　　村椿　晃

１　地域計画（変更案）を策定した地域

市内１地区

「道下」

２　魚津市地域計画（変更案）の縦覧期間及び縦覧場所

（１）　縦覧期間　令和８年10月29日から令和８年11月12日まで（土、日除く。）

（２）　縦覧場所　魚津市釈迦堂一丁目10番１号　魚津市役所産業振興部農林水産課内

（３）　縦覧時間　午前８時30分から午後５時15分まで

３　意見書の提出先、提出方法、提出期限及び注意事項

（１）　提出先　魚津市役所産業振興部農林水産課

（２）　提出方法　意見書の提出は、次の事項を記載した書面により行うこと。

ア　意見書提出人の氏名、住所、連絡先

イ　魚津市地域計画変更案に対する意見

ウ　意見書提出の年月日

（３）　提出期限　令和８年11月12日（縦覧期間満了の日）

（４）　注意事項　提出する意見の対象は、魚津市地域計画の変更案に係るものであること。